

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

平成28年分以降用

（特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用）

● 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合）

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の①の金額）	A	円
基礎控除額	B	1,100,000 円
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	,000 円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。 （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	D	円

（例）特例贈与財産 6,000,000 円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額の合計額（A）から基礎控除額（B）を控除した課税価格（C）に【速算表（特例贈与財産用）】を使用して税額（D）を計算します。〕

A 6,000,000 円 - B 1,100,000 円 = C 4,900,000 円
C 4,900,000 円 × 20%（特例税率） - 300,000 円（控除額） = D 680,000 円

【速算表（特例贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	45,000 千円以下	45,000 千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100 千円	300 千円	900 千円	1,900 千円	2,650 千円	4,150 千円	6,400 千円

＜ご注意ください！＞ 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格が 3,000 千円を超えるとき

②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100 千円）を差し引いた後の課税価格が 3,000 千円を超えるとき

※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（1,100 千円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

● 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合）

「特例税率」の適用がない贈与により取得した財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の②の金額）	A	円
配偶者控除額 （申告書第一表の③の金額）	B	円
基礎控除額	C	1,100,000 円
B及びCの控除後の課税価格【A-B-C】	D	,000 円
Dに対する税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。 （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	E	円

（例）一般贈与財産 14,000,000 円を取得した場合
（配偶者控除 10,000,000 円を適用する場合）

〔一般贈与財産の価額の合計額（A）から配偶者控除額（B）及び基礎控除額（C）を控除した課税価格（D）に【速算表（一般贈与財産用）】を使用して税額（E）を計算します。〕

A 14,000,000 円 - B 10,000,000 円 - C 1,100,000 円 = D 2,900,000 円
D 2,900,000 円 × 15%（一般税率） - 100,000 円（控除額） = E 335,000 円

【速算表（一般贈与財産用）】

基礎控除後の課税価格	2,000 千円以下	3,000 千円以下	4,000 千円以下	6,000 千円以下	10,000 千円以下	15,000 千円以下	30,000 千円以下	30,000 千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100 千円	250 千円	650 千円	1,250 千円	1,750 千円	2,500 千円	4,000 千円

贈与税（暦年課税）の税額の計算明細

（注）この計算明細は、贈与税（暦年課税）の税額を算出するために使用するものですので、税務署に提出する必要はありません（申告書と併せて提出する必要はありません。）。

「確定申告書等作成コーナー」の贈与税の申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば、贈与税額などが自動で計算されますので、ご利用ください。

● 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合（申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合）

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の①の金額）	㊦	円
一般贈与財産の価額の合計額 （申告書第一表の②の金額）	㊧	円
配偶者控除額 （申告書第一表の③の金額）	㊨	円
暦年課税分の課税価格の合計額【㊦+㊧-㊨】 （申告書第一表の④の金額）	㊩	円
基礎控除額	㊪	1, 100, 000 円
㊩の控除後の課税価格【㊩-㊪】 （申告書第一表の⑥の金額）	㊫	, 000 円
㊫の金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（特例贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊬	円
特例贈与財産に対応する税額 【㊬×㊦／㊩】	㊭	円
㊫の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 下記の【速算表（一般贈与財産用）】 を使用して計算します。	㊮	円
一般贈与財産に対応する税額 【㊮×（㊩-㊦）／㊩】	㊯	円
税額（㊭+㊯） （申告書第一表の⑦欄に転記します。）	㊰	円

（例）特例贈与財産 5,000,000 円及び一般贈与財産 10,000,000 円を取得した場合

〔特例贈与財産の価額（㊦）と一般贈与財産の価額（㊧）の合計額（㊩）から基礎控除額（㊪）を控除した課税価格（㊫）に【速算表（特例贈与財産用）】及び【速算表（一般贈与財産用）】を使用して計算した税額（㊬・㊮）について、それぞれ（1）及び（2）のとおりに按分計算し、その合計額（㊰）を計算します。〕

- 特例贈与財産に対応する税額（㊬及び㊭欄の計算）
 $\text{㊫} 13,900,000 \text{ 円} \times 40\% \text{（特例税率）} = 1,900,000 \text{ 円（控除額）}$
 $\text{㊬} 3,660,000 \text{ 円}$
 $\text{㊭} 3,660,000 \text{ 円} \times (\text{㊦} 5,000,000 \text{ 円} / \text{㊩} 15,000,000 \text{ 円}) = \text{㊭} 1,220,000 \text{ 円}$ （注）1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 一般贈与財産に対応する税額（㊮及び㊯欄の計算）
 $\text{㊫} 13,900,000 \text{ 円} \times 45\% \text{（一般税率）} = 1,750,000 \text{ 円（控除額）}$
 $\text{㊮} 4,505,000 \text{ 円}$
 $\text{㊯} 4,505,000 \text{ 円} \times \{ (\text{㊩} 10,000,000 \text{ 円} - \text{㊨} 0 \text{ 円}) / \text{㊩} 15,000,000 \text{ 円} \} = \text{㊯} 3,003,333 \text{ 円}$ （注）1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- 贈与税額の計算（㊰欄の計算）
 $\text{㊭} 1,220,000 \text{ 円} + \text{㊯} 3,003,333 \text{ 円} = \text{㊰} 4,223,333 \text{ 円}$

【速算表（特例贈与財産用）】

贈与により財産を取得した人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）が、直系尊属（父母や祖父母など）から贈与により取得した財産（「特例贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（特例税率）	—	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

＜ご注意ください！＞ 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

- 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
 - 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（1,100千円）を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
- ※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（1,100千円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

【速算表（一般贈与財産用）】

「特例税率」の適用がない財産（「一般贈与財産」といいます。）に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額（一般税率）	—	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

平成28年分以降

（特例贈与財産と一般贈与財産の両方を取得した場合用）